一般社団法人フラワーソサイエティー定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人フラワーソサイエティーと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、花と緑に関する事業を行い、園芸文化の振興及び地球環境の保全 に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 花と緑に関する講座・講演会・講習会に関する事業
- (2) 花と緑に関する受託事業
- (3) 花と緑に関する図書の発行
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、大阪府において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人
- (2) 団体会員 この法人の事業に賛同して入会した団体
- (3) 名誉会員 この法人の事業に功労のあった個人で理事会の推薦するもの
- 2 前項の正会員及び団体会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上 の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は団体会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び団体会員

- は、正会員及び団体会員になった時及び毎年、総会において定める会費規定に従い定められた額を支払う義務を負う。
- 2 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員 を除名することができる。
 - (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
 - (3) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (4) その他除名にすべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、そ の資格を喪失する。
 - (1)総正会員及び総団体会員が同意したとき。
 - (2) 当該会員が死亡し、又は団体会員である団体が消滅したとき。

第4章 総会

(構成)

- 第11条 総会は、総正会員及び総団体会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

- 第12条 総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (5)解散及び残余財産の処分
 - (6) 会員の除名

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第14条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総正会員及び総団体会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員及び団体会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員及び団体会員1名につき1個とする。

(定足数)

第17条 総会は、総正会員及び総団体会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第18条 総会の決議は、総正会員及び総団体会員の議決権の過半数を有する正会員及び団体会員が出席し、出席した正会員及び団体会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員及び総団体会員の半数以上であって、総正会員及び総団体会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4)解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議 を行わなければならない。

(書面議決等)

- 第19条 総会に出席できない正会員及び団体会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員及び団体会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 2 前項の場合における前 2条の規定の適用については、その正会員及び団体会員は出 席したものとみなす。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

- 第21条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 5名以上20名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事と し、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を 執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を 執行する。
- 3 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。
- 4 会長及び常務理事は、毎事業年度に4ケ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告

を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及 び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 総会の終結の時までとし再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、 総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に 従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半 数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の 前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する 場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定 時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類について は承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、 会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

- 第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又 は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 事務局

(設置等)

- 第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、所要の職員を置く。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

- 第40条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、 官報に掲載する方法による。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第12 1条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は長村智司とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の 認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項に おいて読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記 と一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記 の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。